

平成27年度 市民税・県民税申告の手引き 前橋市

今回申告していただく所得は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの1年間に発生した所得です。この申告書は、市民税・県民税及び国民健康保険税の賦課資料となるばかりでなく、所得証明や児童手当、公営住宅入居等の申請のための基礎資料となります。

申告受付日時

(1) 市民税課・税務課受付

- ① 場所 前橋市役所 2階34番窓口、又は大胡・宮城・粕川・富士見各支所
- ② 期間 2月16日(月)～3月16日(月) ※土、日は除く。
ただし、2月22日(日)は市役所で、3月1日(日)は市役所及び大胡・宮城・粕川・富士見各支所で、休日受付いたします。
- ③ 時間 午前9時～午後5時

(2) 出張受付

受付場所	受付日	受付時間
芳賀市民サービスセンターホール (鳥取町817)	2月3日(火)	午前9時30分 ～午後4時
城南支所ホール (二之宮町1320)	2月4日(水)～ 2月6日(金)	
東市民サービスセンターホール (箱田町1642)	2月9日(月)	
桂萱市民サービスセンターホール (上泉町141-3)	2月10日(火)	
下川淵市民サービスセンターホール (鶴光路町701)	2月12日(木)	
上川淵市民サービスセンターホール (後閑町35)	2月13日(金)	
南橋市民サービスセンターホール (日輪寺町158)	2月26日(木)	
清里市民サービスセンターホール (青梨子町339)	2月27日(金)	
第二コミュニティセンター第2集会室(前橋保健センター内 西側)(朝日町3-36-17)	2月20日(金)	午前9時30分 ～午前11時30分
第三コミュニティセンター第2集会室(前橋市総合教育プラザ内)(岩神町3-1-1)	2月24日(火)	
第五コミュニティセンター第1集会室(市立第五中学校南)(文京町3-20-36)	2月25日(水)	

申告の時に持参するもの

- (1) 印鑑 (認印で構いません)
- (2) 平成26年中の所得のわかるもの
 - ① 給与所得者は、源泉徴収票または事業主の支払証明等
 - ② 年金受給者は、源泉徴収票
 - ③ 事業所得及び不動産所得者は、収支に関する書類(帳簿、領収書等)
- (3) 雑損・医療費・社会保険料(国民健康保険、国民年金等)・生命保険料・地震保険料・寄附金等の控除を受ける人は、証明書、領収書等
- (4) 障害者控除の適用を受ける場合は、障害者手帳等

※各種控除を受けるには、証明書や領収書、手帳等の添付または提示が必要です。これらがないと控除が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※平成26年中、無収入だったため援助を受けていた方や、非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみで生活していた方は、申告書裏面「10 前年中に収入がなかった方は、・・・」へ記入してください。

★市民税・県民税申告書は郵送で提出できます!!

申告会場は大変混みます。申告書を記入された方は郵送での申告をおススメします。

申告書に住所・氏名・生年月日・電話番号・その他の必要事項の記入漏れがないことを確認し、押印します。収入や各種控除に係る証明書などの必要書類(コピーで可)を同封し、下記まで郵送してください。なお、必要書類が同封されていないと、控除が受けられなくなります。

※受付書や必要書類等の返却を希望される方は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

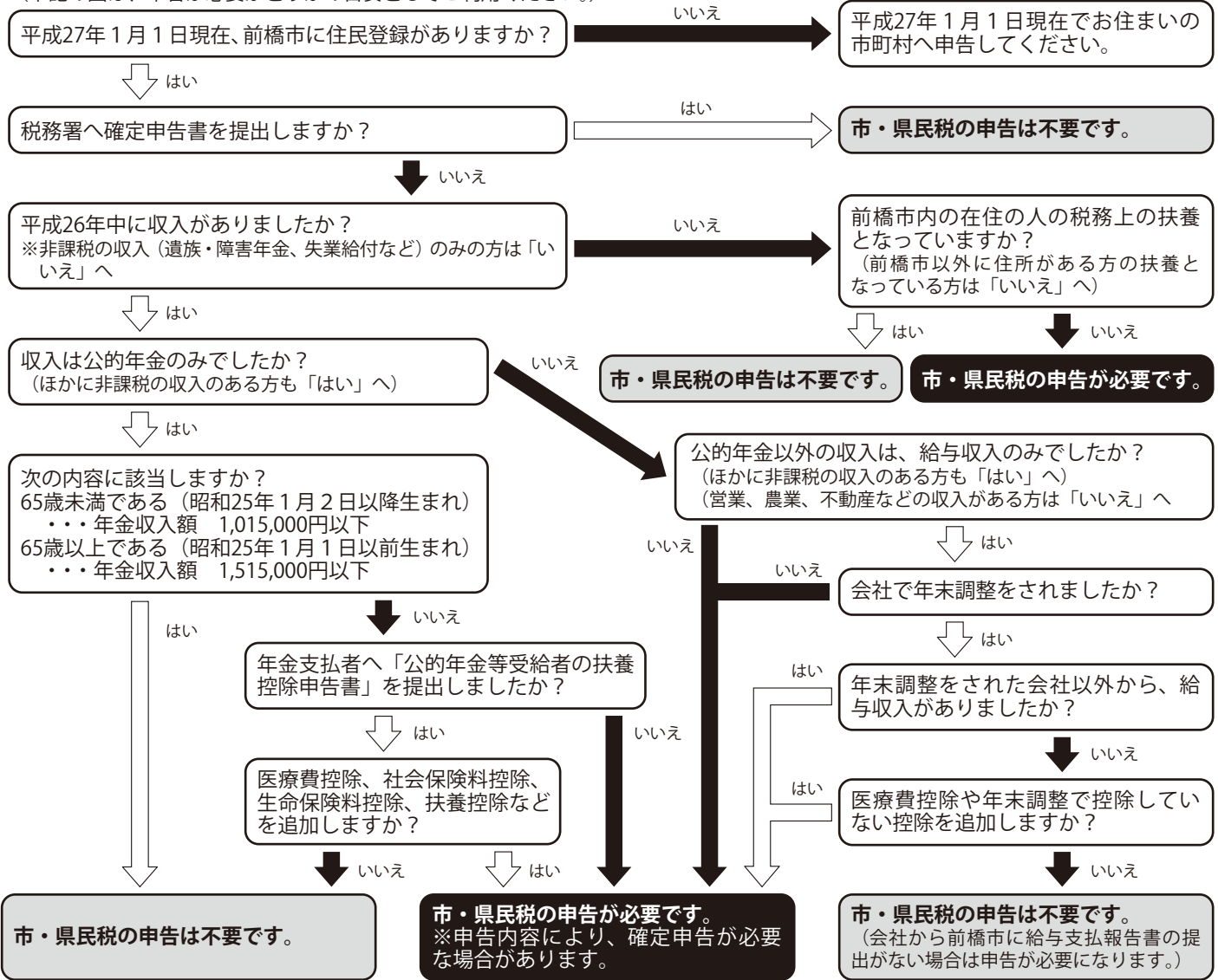
申告書の郵送先 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所 財務部 市民税課

お
問
い
合
わせ

市民税課(直通) 027-898-6203・6206・6209
前橋市大胡支所(税務課) 027-283-0113(直通)
前橋市宮城支所(税務課) 027-283-2141(直通)
前橋市粕川支所(税務課) 027-285-6750(直通)
前橋市富士見支所(税務課) 027-288-1941(直通)

申告が必要か確かめてみましょう！

(下記の図は、申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。)



※ ～公的年金等受給者の方へ～ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要になります。
また、確定申告書を提出しない方でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を、市・県民税の計算に適用するには、市・県民税申告書の提出が必要です。
（控除の例）医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、公的年金等から引き去りされていない社会保険料控除、源泉徴収票に記載の無い障害者控除・扶養控除など

※ 前橋税務署へ提出する所得税の還付申告・確定申告については、前記申告受付場所でお預かりすることができます。ただし、下記の内容の申告についてはお預かりすることができませんので、前橋税務署の申告受付会場である「前橋プラザ元気21」へお出向きくださるようお願いいたします。
 1 青色申告 2 土地・建物や株式等の譲渡所得の申告 3 損失申告 4 修正申告
 5 初めての住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）申告 6 収支内訳書を作成していない事業所得
 7 分離課税を選択している配当所得の申告 8 平成25年分以前の申告

☆平成27年度の市県民税から適用される主な改正事項

住宅ローン控除の拡充

適用期限が、平成29年12月31日までの間の入居者まで延長となり、平成26年4月以降に入居した方で、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の控除
 限度額が下表のとおり拡充となりました。なお、平成26年4月以降に入居した方で、消費税等の税率がこの税率以外の場合は、平成26年1月1日～3月31日までの欄の計算による控除限度額となります。

居住年月日	控除限度額
平成26年1月1日から平成26年3月31日まで	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）
平成26年4月1日から平成29年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）

※ 市・県民税からの住宅ローン控除額は、①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、②所得税の課税総所得金額から算出した控除限度額のいずれか少ない額を控除するものです。

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、市県民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%、市県民税5%）が適要されます。

	所得税	市県民税	合計
改正前（平成25年12月31日まで）	7%	3%（市民税1.8%、県民税1.2%）	10%
改正後（平成26年1月1日から）	15%	5%（市民税3%、県民税2%）	20%

1. 申告書表面の書き方

平成27年度 市民税・県民税申告書 (記入例)

(あて先) 前橋市長 受付印	フリガナ	マエ バシ タ ロー	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	37年3月15日	電話番号	224-1111
	氏名	前橋 太郎			世帯主の氏名	
	1月1日の住所	前橋市 大手町二丁目12番1号		業種・職業・屋号	精肉店とんとん	
	現住所	同上		平成 年 月 日提出		

所得金額	営業等	④ 収入金額	4,850,000 円	⑤ 必要経費	2,594,545 円	⑥ 専従者控除額	860,000 円	⑦ 青色申告特別控除額		所得金額 (A-B-C-D)	①	1,395,455 円
	農業										②	
	不動産	1,360,000		641,100							③	718,900
	利子										④	
	配当										⑤	
	給与	⑧ 1,417,368 円	「申告の手引き」で求めた所得金額を⑧へ (⑨がある場合は⑧を差引後⑧へ) 特定支出の合計額のうち給与所得控除額を超える部分の金額				⑨				⑥	767,368
	雑	⑩ 公的年金等		「申告の手引き」で求めた所得金額を⑩へ (「その他雑所得」があれば加算して⑩へ)							⑦	90,000
	その他	99,999		9,999								
	総合課税の譲渡一時	⑪ 収入金額		⑫ 必要経費		⑬ 特別控除		⑭ (A-B-C)		所得金額の求め方		所得金額
	短期								⑮ ⑮の金額を⑮へ	⑧		
	長期								⑯ ⑯×1/2の金額を⑯へ	⑨		
	一時								⑰ ⑰×1/2の金額を⑰へ	⑩		
	短期譲渡	⑱ 収入金額		⑲ 必要経費		⑳ 差引 (A-B)		㉑ 特別控除額		所得金額 (C-D)	⑪	
	長期譲渡										⑫	
	株式等譲渡										⑬	
	先物取引										⑭	
	山林										⑮	
上場株式等の配当										⑯		
所得金額の合計 (①～⑯までの計)											⑰	2,971,723

※営業等、不動産の内訳は裏面に記入してください。

2 事業専従者	氏名	前橋 花子	続柄	妻	生年月日	39・2・16	従事月数	12 月	専従者控除額	860,000 円
	明大・昭		明大・昭		明大・昭					
	明大・平		明大・平		明大・平					
	明大・平		明大・平		明大・平					
合計									⑱	860,000

3 所得から差し引かれる金額	雑損控除	損害の原因	年月日	資産の種類	① 損害金額	② 保険金等の補てん額	差引 (A-B)	雑損控除額
	医療費控除	医療を受けた人の氏名	続柄	③ 支払った医療費	④ 保険金等の補てん額	差引 (A-B)	医療費控除額	
	社会保険料控除	国民健康保険	国民年金	介護保険料	その他社会保険料	小規模企業共済等掛金	社会保険料・小企共掛金控除額	
	生命保険料控除	旧 旧生命保険	⑤ 14,000 円	旧個人年金	⑥ 80,000 円	介護医療保険	⑭ 生命保険料 ⑮ 地震保険料控除額	
	地震保険料控除	新 新生命保険	⑦ 11,500	新個人年金	⑧ 50,000	⑯ 7,000 円	⑰ 67,500 円	
地震保険料控除	地震保険料	⑪ 5,000	旧長期損害保険料	⑫ 60,000		⑬ 12,500		

控除計 (所得税)	本人条件控除額合計	260,000 円
控除計 (所得税)	勤労学生控除	260,000 円
控除計 (所得税)	配偶者控除	260,000 円
控除計 (所得税)	配偶者特別控除額	
控除計 (所得税)	扶養控除	45 万円
控除計 (所得税)	扶養控除額合計	260,000 円 (特別障害 300,000 円)
控除計 (所得税)	扶養控除額合計	790,000 円
控除計 (所得税)	扶養控除額合計	1,230,000 円
控除計 (所得税)	基礎控除	330,000 円
控除計 (所得税)	所得から差し引かれる金額の合計 (⑰～⑳までの計)	3,319,200

本人条件	障害者控除 (級)	控除額 260,000 円	特別障害 300,000 円	専属(夫)死別・生死不明 控除 260,000 円	離婚・未帰還 (特別寡婦は+4万円) 控除 260,000 円	本人条件控除額合計							
配偶者控除	氏名	前橋 水樹	続柄	子	生年月日	5・3・8	同別居	障害の程度	特・普 ()	控除額	45 万円	扶養親族障害者控除額合計	
扶養控除	氏名	前橋 緑	続柄	子	生年月日	10・1・5	同別居	障害の程度	特・普 ()	控除額	33	控除額 260,000 円 (特別障害 300,000 円)	
扶養控除	氏名	前橋 詩子	続柄	母	生年月日	15・12・24	同別居	障害の程度	特・普 ()	控除額	45	扶養控除額合計	
扶養控除	氏名	前橋 朔太郎	続柄	子	生年月日	11・7・8	同別居	障害の程度	特・普 (1)	控除額		扶養控除対象外 (障害者控除は適用されず)	
基礎控除	基礎控除											⑲	330,000 円
所得から差し引かれる金額の合計 (⑰～⑳までの計)												⑳	3,319,200

*別世帯の扶養親族の住所	4 給与・公的年金等に係る所得以外 (平成27年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法	<input type="checkbox"/> 給与から差引き (特別徴収)
		<input checked="" type="checkbox"/> 自分で納付 (普通徴収)

◎所得金額

※①、②、③及び⑮のいずれかの所得を生ずべき業務を行う全ての方は、平成26年1月から記帳・帳簿の保存制度の対象となります。所得税の申告が必要ない方も含まれます。

種類	内 訳																																						
① 営業等	製造業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、コンパニオン、茶花等の師匠、検針員、内職などの事業による所得です。申告書裏面の収支計算書も記入してください。																																						
② 農 業	農産物の生産、家畜の飼育などによる所得です。別途、収支内訳書（農業所得用）も作成していただきます。																																						
③ 不動産	地代、家賃、駐車場、土地や家屋の権利金などによる所得です。申告書裏面の収支計算書も記入してください。																																						
④ 利 子	公社債及び預貯金の利子などによる所得です。（源泉分離課税されるものを除く。）																																						
⑤ 配 当	株式や出資金などの配当、証券投資信託の収益の分配金などによる所得です。																																						
⑥ 給 与	<p>俸給、給料、賃金、賞与などによる所得です。給与収入から給与所得控除額を引いたものが所得となります。給与所得は、次の表から求めることができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入金額(A)</th> <th colspan="2">給与所得の計算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650,999円以下</td> <td colspan="2">0円</td> </tr> <tr> <td>651,000円～ 1,618,999円</td> <td colspan="2">(A) - 650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～ 1,619,999円</td> <td colspan="2">969,000円(定額)</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～ 1,621,999円</td> <td colspan="2">970,000円(定額)</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～ 1,623,999円</td> <td colspan="2">972,000円(定額)</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～ 1,627,999円</td> <td colspan="2">974,000円(定額)</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円～ 1,799,999円</td> <td rowspan="2">(A) ÷ 4 (千円未満切捨て)</td> <td>×2.4</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円～ 3,599,999円</td> <td>×2.8 - 180,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～ 6,599,999円</td> <td colspan="2">×3.2 - 540,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～ 9,999,999円</td> <td colspan="2">(A) × 0.9 - 1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円～ 15,000,000円</td> <td colspan="2">(A) × 0.95 - 1,700,000円</td> </tr> <tr> <td>15,000,001円以上</td> <td colspan="2">(A) - 2,450,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年間の合計給与収入金額を表の左側「給与収入金額(A)」の欄にあてはめたら、表の右側の「給与所得の計算」をします。</p>	給与収入金額(A)	給与所得の計算		650,999円以下	0円		651,000円～ 1,618,999円	(A) - 650,000円		1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円(定額)		1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円(定額)		1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円(定額)		1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円(定額)		1,628,000円～ 1,799,999円	(A) ÷ 4 (千円未満切捨て)	×2.4	1,800,000円～ 3,599,999円	×2.8 - 180,000円	3,600,000円～ 6,599,999円	×3.2 - 540,000円		6,600,000円～ 9,999,999円	(A) × 0.9 - 1,200,000円		10,000,000円～ 15,000,000円	(A) × 0.95 - 1,700,000円		15,000,001円以上	(A) - 2,450,000円	
	給与収入金額(A)	給与所得の計算																																					
	650,999円以下	0円																																					
	651,000円～ 1,618,999円	(A) - 650,000円																																					
	1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円(定額)																																					
	1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円(定額)																																					
	1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円(定額)																																					
	1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円(定額)																																					
	1,628,000円～ 1,799,999円	(A) ÷ 4 (千円未満切捨て)	×2.4																																				
	1,800,000円～ 3,599,999円		×2.8 - 180,000円																																				
3,600,000円～ 6,599,999円	×3.2 - 540,000円																																						
6,600,000円～ 9,999,999円	(A) × 0.9 - 1,200,000円																																						
10,000,000円～ 15,000,000円	(A) × 0.95 - 1,700,000円																																						
15,000,001円以上	(A) - 2,450,000円																																						
⑦ 公 的 年 金 等	<p>厚生年金、国民年金、恩給などによる所得です。収入金額の合計を下の算式にあてはめると所得金額になります。（ただし、遺族年金や障害年金は課税されませんので、申告書裏面10へ記入してください）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)</th> <th>公的年金等の所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳以上の人 昭和25年1月1日 以前生まれ</td> <td>120万円未満</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>120万円以上330万円未満</td> <td>(A) - 120万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>(A) × 75% - 37.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(A) × 85% - 78.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(A) × 95% - 155.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳未満の人 昭和25年1月2日 以降生まれ</td> <td>70万円未満</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>70万円以上130万円未満</td> <td>(A) - 70万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上410万円未満</td> <td>(A) × 75% - 37.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(A) × 85% - 78.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(A) × 95% - 155.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>例：67歳の人で340万円の年金収入がある場合 3,400,000円 × 75% - 375,000円 = 2,175,000円（所得）</p>	受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額	65歳以上の人 昭和25年1月1日 以前生まれ	120万円未満	0円	120万円以上330万円未満	(A) - 120万円	330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37.5万円	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78.5万円	770万円以上	(A) × 95% - 155.5万円	65歳未満の人 昭和25年1月2日 以降生まれ	70万円未満	0円	70万円以上130万円未満	(A) - 70万円	130万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37.5万円	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78.5万円	770万円以上	(A) × 95% - 155.5万円													
	受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額																																				
65歳以上の人 昭和25年1月1日 以前生まれ	120万円未満	0円																																					
	120万円以上330万円未満	(A) - 120万円																																					
	330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37.5万円																																					
	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78.5万円																																					
	770万円以上	(A) × 95% - 155.5万円																																					
65歳未満の人 昭和25年1月2日 以降生まれ	70万円未満	0円																																					
	70万円以上130万円未満	(A) - 70万円																																					
	130万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37.5万円																																					
	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78.5万円																																					
	770万円以上	(A) × 95% - 155.5万円																																					
⑦ その他	互助年金や生命保険契約に基づく年金、事業によらない原稿料・講演料・印税・著作権の使用料、シルバー人材センターからの配分金などによる所得です。																																						
総合譲渡	⑧ 短期 機械、車両などの譲渡による所得です。（取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年以下）																																						
	⑨ 長期 機械、車両などの譲渡による所得です。（取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年を超えるもの）																																						
⑩ 一 時	懸賞の当選金品、競馬・競輪等の払戻金、生命保険の一時金などによる所得です。																																						
分離課税	⑪ 短期 土地や建物などの譲渡による所得です。（取得の日から譲渡年の1月1日までの所有期間が5年以下）																																						
	⑫ 長期 土地や建物などの譲渡による所得です。（取得の日から譲渡年の1月1日までの所有期間が5年を超えるもの）																																						
	⑬ 株式等 株式などの譲渡による所得です。																																						
	⑭ 先物取引 先物取引による所得です。																																						
	⑮ 山 林 山林を伐採して譲渡、あるいは山林を立木のまま譲渡することによる所得です。																																						

◎所得から差し引かれる金額

(⑳から㉓までの控除については、前年中に支払った金額が控除の対象になります)

種 類	内 訳
⑱ 雑 損 控 除	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき。 ①(損失の金額－保険等の補てん額)－(総所得金額等の合計×10%) ②損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ①、②のうちいずれか多い方＝控除額 必要書類(添付または提示) 災害関連支出についての領収書、住宅や家財の資産の損失額の明細書、り災証明書、盗難証明書など
⑳ 医 療 費 控 除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費 支払った医療費－保険等の補てん額－(総所得金額等の合計×5%と10万円のいずれか少ない方)＝控除額(最高限度額200万円)
㉑ 社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの保険料 支払額(金額)＝控除額 ※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落としされている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。
小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金 支払額(金額)＝控除額
㉒ 生命保険料控除	あなたが支払った生命保険料、個人年金保険料や介護医療保険料を、申告書の㉔～㉖の該当する欄に記入してください。 (契約日により控除額が異なります) ※㉒の控除額については6ページの計算式を参照
㉓ 地震保険料控除	あなたが支払った特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を、申告書の㉗又は㉘の該当する欄に記入してください。 ※㉓の控除額については6ページの計算式を参照
㉔ ㉗ 障 害 者 控 除	あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき。 控除額 ①特別障害者(身体障害者手帳の場合1～2級) 300,000円 ②その他の障害者 260,000円 ③同居特別障害者(①のうちあなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人) 530,000円 ※16歳未満の扶養親族についても、障害者控除は適用されます。 この控除を受ける場合は、障害者手帳または証明書の提示をお願いします。
㉔ 寡 婦 (夫) 控 除	①夫と死別・離婚した後再婚していない人もしくは夫の生死が不明な人で、扶養親族または生計を一にする前年中の総所得金額等の合計が38万円以下の子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっている人を除く)がいる人 ②夫と死別した後再婚していない人または夫の生死が不明な人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人 ③妻と死別・離婚した後再婚していない人もしくは妻の生死が不明な人で、生計を一にする前年中の総所得金額等の合計が38万円以下の子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっている人を除く)を有し、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下の人 控除額 260,000円 ※ただし、特別寡婦(上記①の中で、扶養親族である子を有し、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下の人)は300,000円
㉔ 勤 労 学 生 控 除	あなたが大学や高校の学生や生徒で、前年中の合計所得金額が65万円以下であり、しかも自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得、又は雑所得以外の所得が10万円以下のとき。 控除額 260,000円 ※この控除を受ける場合には、各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方は、その学校や法人から交付される証明書の提示をお願いします。
㉕ 配 偶 者 控 除	あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円以下のとき。(内縁、他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます) 控除額 ①70歳以上(昭和20年1月1日以前生まれ)の配偶者 380,000円 ②上記以外の配偶者 330,000円
㉖ 配 偶 者 特 別 控 除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円を超え76万円未満のとき、段階的に控除が受けられます。 ※控除額については6ページを参照
㉘ 扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が38万円以下のとき。(他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます) 控除額 ①特定扶養親族(平成4年1月2日～平成8年1月1日生まれ) 450,000円 ②老人扶養親族(昭和20年1月1日以前生まれ) 380,000円 ③同居老親等扶養親族(②のうちあなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居している人) 450,000円 ④上記以外の控除対象扶養親族(平成11年1月1日以前生まれ) 330,000円
㉙ 基 礎 控 除	あなたについての控除額であり、総所得金額等の合計額から控除します。 330,000円

◎16歳未満の扶養親族

年齢が16歳未満の扶養親族(平成11年1月2日以降生まれ)についても申告が必要です。なお、扶養控除額は適用がありませんが、障害者控除及び同居特別障害者加算の特例は適用されます。

◎事業専従者控除

生計を一にする親族（15歳未満の人や控除対象配偶者、扶養親族になっている人を除く）が、1年のうち6ヶ月を超える期間を事業に専ら従事している場合には、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を控除できます。

(1) 事業所得 ÷ (事業専従者の人数 + 1) (2) 配偶者 860,000円 その他の親族 500,000円

◎配偶者特別控除額換算表

あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円を超え76万円未満のとき、段階的に控除が受けられます。

合計所得金額 (円)	控除額 (円)	合計所得金額 (円)	控除額 (円)
380,001～449,999	330,000	650,000～699,999	110,000
450,000～499,999	310,000	700,000～749,999	60,000
500,000～549,999	260,000	750,000～759,999	30,000
550,000～599,999	210,000	760,000以上	0
600,000～649,999	160,000		

※給与や公的年金からの所得の求め方については、4ページを参照。

◎生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料 控除額計算欄

平成23年12月31日以前の契約（旧契約分）

旧生命保険料		旧個人年金保険料	
支払保険料	合計	合計	
15,000円以下	①の金額	②の金額	②
15,001円～40,000円	①×1/2+7,500円	②×1/2+7,500円	②
40,001円～70,000円	①×1/4+17,500円	②×1/4+17,500円	④
70,000円超	35,000円	35,000円	④

※生命保険料又は個人年金保険料について、旧契約と新契約の両方について控除の適用を受ける場合の適用限度額は、それぞれ28,000円です。
なお、生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料の合計適用限度額は、70,000円です。

③+⑧	⑪	④+⑨	⑫	⑩	⑬
生命保険料控除額					最高7万円
⑪+⑫+⑬					円

平成24年1月1日以降の契約（新契約分）

新生命保険料		新個人年金保険料		介護医療保険料	
支払保険料	合計	合計		合計	
12,000円以下	⑤の金額	⑥の金額	⑥	⑦の金額	⑦
12,001円～32,000円	⑤×1/2+6,000円	⑥×1/2+6,000円	⑥	⑦×1/2+6,000円	⑦
32,001円～56,000円	⑤×1/4+14,000円	⑥×1/4+14,000円	⑨	⑦×1/4+14,000円	⑩
56,000円超	28,000円	28,000円	⑨	28,000円	⑩

※控除額の合計を②へ記入してください。

◎地震保険料 控除額計算表 ※控除額の合計を②へ記入してください。

※平成20年度より損害保険料控除が廃止されましたが、平成18年12月31日までに締結した保険期間が10年以上の契約に関する長期損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。

また、地震保険料と旧長期損害保険料の両方もしくはどちらか一方を含んだ契約が複数ある場合は、控除額が有利な組合せの契約を選択できます。（最高控除額25,000円）ただし、両方を含んだ契約については、どちらか一方の支払保険料しか選択できません。

契約別区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険料契約に係るもの	50,000円以下	支払った保険料の金額×1/2
	50,000円を超える場合	25,000円
②旧長期損害保険料契約に係るもの	5,000円以下の場合	支払った保険料の金額×1/2+2,500円
	5,000円を超え15,000円以下	
	15,000円を超える場合	
③上記の①と②の両方がある場合	①で計算した金額 + ②で計算した金額	地震保険料控除額（最高25,000円）

2. 収支計算書の書き方（申告書裏面）

◎事業所得・不動産所得のある人は、裏面5・6を記入してください。

（記入例）

5 事業所得（営業等）に関する事項

収入		必要経費	
		期首棚卸高	経費
		③ 35,000円	租税公課 150,000円
月別	売上金額	仕入金額	荷造運賃
1	380,000円	120,000円	水道・光熱費 280,000
2	400,000	100,000	旅費・通信費 100,000
3	410,000	100,000	広告・宣伝費 40,000
4	400,000	110,000	損害保険料 7,245
5	370,000	120,000	修繕費 120,000
6	400,000	120,000	消耗品費 80,000
7	420,000	110,000	減価償却費 497,300
8	420,000	100,000	給料・賃金
9	440,000	115,000	借入金利子
10	380,000	120,000	地代・家賃
11	400,000	100,000	
12	420,000	110,000	
計	① 4,840,000	④ 1,325,000	② 1,274,545
	自家消費雑収入	期末棚卸高	必要経費合計
	② 10,000円	⑤ 40,000円	⑥+⑦
	収入合計	売上原価	専従者控除
	①+②	③+④-⑤	⑧ 860,000円
	④	⑧	⑨
	4,850,000円	1,320,000円	2,255,455円

6 不動産所得（家賃・部屋代・地代等）に関する事項

不動産の所在地 賃借人の住所・氏名	種別	収入		
		月額	月数	年額
前橋市大手町2-12-1	アパート・住宅 店舗・土地	40,000円	9月	360,000円
同上 赤城松雄	アパート・住宅 店舗・土地	40,000	12	480,000
同上 榛名竹広	アパート・住宅 店舗・土地	40,000	12	480,000
同上 妙義梅次	アパート・住宅 店舗・土地			
	権利金・礼金			40,000
必要経費		収入金計 ④ 1,360,000		
租税公課	90,000円	借入金利子		
損害保険料	75,000	必要経費合計 ⑧	641,100	
修繕費	186,300	所得金額 ⑨-⑧	718,900	
減価償却費	289,800			

※営業、農業及び不動産などの所得を生ずべき業務を行う全ての方は、平成26年1月から記帳・帳簿の保存制度の対象となります。所得税の申告が必要ない方も含まれます。

・経費 (事業に関連した支出だけが経費となります。住宅部分の費用や家事分の費用は除きます。)

・収入(売上)

項目	内 容
売上金額	26年中の収入(売上)や報酬などを、売上帳・売掛帳・レシート・メモ帳等から計算し、未収分も含めて記入します。
自家消費	商品などを家事のために消費した場合には、通常の販売価額を記入します。
雑収入	リベート収入や空箱などの売却代金などを記入します。

項目	内 容
租税公課	事業税、事業用資産の固定資産税、事業用自動車税など
荷造運賃	販売商品の荷造りにかかった梱包費用、運送店へ支払った運賃など
水道光熱費	水道、下水道、電気、ガス料金など
旅費通信費	交通費、宿泊費、電話料、切手代、郵便料など
広告宣伝費	新聞・雑誌等への広告料、贈答用タオル、カレンダー、ウチワ等の費用、大売出しの景品など
損害保険料	店舗・工場等の火災保険料、事業用自動車の損害保険料など
修繕費	建物、備品、機械、車両等の維持修理代
消耗品費	事務用品、ガソリン代、飲食店の割箸など
減価償却費	事業用固定資産(耐用年数1年以上、取得価額10万円以上のもの)の償却費
給料賃金	従業員の給料、賃金、手当、賞与及び諸費、現物給与など(ただし、事業専従者への支払分は除く)
借入金利子	事業用借入金の支払利息
地代家賃	土地・店舗等を賃借している場合の地代、家賃

・売上原価(仕入・棚卸)

項目	内 容
期首棚卸高	26年1月1日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。(前年の期末棚卸高と同じ金額になります。)
仕入金額	26年中の仕入にかかる金額を、仕入帳・請求書等から記入します。
期末棚卸高	26年12月31日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。

※減価償却費を経費に算入した人は明細を記入してください。

減価償却費の内訳(定額法)

(記入例)

以前取得資産 平成19年3月31日	名称	面積・数量	取得年月	⑦取得価額	耐用年数	①償却率	②償却期間	③本年分償却費 (⑦×①×②)	④事業割合	⑤経費算入額 (③×④)	⑥未償却残高
		軽自動車	1台	19・3	980,000 ^円	—	均等償却	12/12 月	9,800 ^円	100%	9,800 ^円
	木造(店舗併用)	181.5 ^m ²	1・10	8,000,000	—	均等償却	12/12	80,000	50	40,000	80,000
	木造(アパート)	138.6 ^m ²	6・11	7,000,000	22	0.046	12/12	289,800	100	289,800	1,155,700
以後取得資産 平成19年4月1日	名称	面積・数量	取得年月	⑦取得価額	耐用年数	①償却率	②償却期間	③本年分償却費 (⑦×①×②)	④事業割合	⑤経費算入額 (③×④)	⑥未償却残高
	パソコン	1台	26・11	300,000 ^円	4	0.25	2/12 月	12,500 ^円	100%	12,500 ^円	287,500 ^円
	軽自動車	1台	23・4	960,000	4	0.25	12/12	240,000	50	120,000	60,000
	木造(事務所用)	156.7 ^m ²	21・7	7,500,000	24	0.042	12/12	315,000	100	315,000	5,767,500
計										787,100	

⑦取得価額…購入代価、買入手数料、搬入費、据え付け費などの合計額を記入します。

①償却率…耐用年数に応じて定められている償却率を記入します。

②償却期間…資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1ヶ月として償却期間の月数を計算します。

④事業割合…事業に使用している割合を記入します。

⑥未償却残高…26年中に取得した資産は⑦から⑤を減じた額を、25年以前に取得した資産は25年末の未償却残高から⑤を減じた額を記入します。

○平成20年度以降の所得算出に際しての減価償却費の計算方法改正について
平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について、償却可能限度額(取得額の95%)と残存価格(耐用年数経過時に見込まれる処分価格)が廃止されました。

1 平成19年4月1日以後に取得した資産の場合

⑤本年分償却費=⑦取得価額×①償却率×②償却期間

2 平成19年3月31日以前に取得した資産の場合

⑤本年分償却費=⑦取得価額×残存割合(0.9)×①償却率×②償却期間

※償却可能限度額まで達した場合は、その翌年以降5年間において1円まで償却します。

○少額減価償却資産について

使用可能期間が1年未満のもの又は取得に要した金額が10万円未満のものは、その取得に要した金額の全額を業務の用に供した年分の必要経費とします。

○一括償却資産について

10万円以上20万円未満の減価償却資産については、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、その一括した減価償却資産の取得価額の合計額をその業務の用に供した年以後3年間の各年分において合計額の3分の1に相当する金額を必要経費に算入することができます。

※詳しくは、市民税課又は大胡・宮城・粕川・富士見各支所税務課にお問い合わせください。

主な資産の耐用年数と償却率(定額法)			
資産の種類		耐用年数	償却率
建 物	木造又は合成樹脂造のもの 事業所用のもの	24 ^年	0.042
	” 店舗用・住宅用のもの	22	0.046
	” 飲食店用のもの	20	0.050
	” 工場用・倉庫用のもの(一般用)	15	0.066 (0.067)
車 両 ・ 運 搬 具	小型車(0.66ℓ以下のもの)	4	0.250
	貨物自動車 ダンプ式のもの	4	0.250
	” その他のもの	5	0.200
	” その他のもの(四輪)	6	0.166
器 具 ・ 備 品	事務机、事務いす 主として金属製のもの	15	0.066 (0.067)
	” その他のもの	8	0.125
	陳列だな、陳列ケース 冷凍機・冷蔵機付のもの	6	0.166 (0.167)
	” その他のもの	8	0.125
	冷蔵庫などの電気又はガス機器	6	0.166 (0.167)
	冷房用・暖房用機器	6	0.166 (0.167)
	テレビ・ラジオなどの音響機器	5	0.200
	パソコン	4	0.250
ワープロ、ファクシミリなどの事務機器	5	0.200	
楽器	5	0.200	

※()内の数値は、平成19年4月1日以降取得の資産についての償却率です。

※このページは提出する申告書の下書き用としてお使いください。

平成27年度 市民税・県民税申告書 (下書き用)

(あて先) 前橋市長 ● 受付印 ●	フリガナ		生年月日	1 明治	年 月 日	電話番号
	氏名	(印)		2 大正		
	1月1日の住所	前橋市	3 昭和			
	現住所		4 平成			
平成 年 月 日提出			世帯主の氏名	世帯主との続柄	業種・職業・屋号	

		(A) 収入金額	(B) 必要経費	(C) 専従者控除額	(D) 青色申告特別控除額	所得金額 (A-B-C-D)	
所得金額	営業等	円	円	円	円	① 円	
	農業					②	
	不動産					③	
	利子					④	
	配当					⑤	
	給与	㉗ 円	「申告の手引き」で求めた所得金額を㉗へ (㉗がある場合は㉗を差引後㉗へ)			⑥	
			特定支出の合計額のうち給与所得控除額を超える部分の金額		㉘ 円		
	雑	① 円	「申告の手引き」で求めた所得金額を㉗へ (「その他雑所得」があれば加算して㉗へ)			⑦	
			(A) 収入金額	(B) 必要経費	(C) 特別控除	(D) (A-B-C)	所得金額の求め方
	総合課税	短期	円	円	円	円	⑧の金額を⑧へ
		長期					⑧×1/2の金額を⑨へ
		一時					⑧×1/2の金額を⑩へ
	分離課税	短期譲渡	円	円	円	円	⑪ 円
		長期譲渡				円	⑫
		株式等譲渡					⑬
		先物取引					⑭
	山林					⑮	
	上場株式等の配当					⑯	
所得金額の合計 (①～⑯までの計)						⑰	

※営業等、不動産の内訳は裏面に記入してください。

2 事業専従者	氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額
				明・昭 大・平 明・昭 大・平 明・昭 大・平	月
合計					⑱

3 所得から差し引かれる金額	雑損控除	損害の原因	年月日	資産の種類	(A) 損害金額	(B) 保険金等の補てん額	差引 (A-B)	雑損控除額
					円	円	円	⑲ 円
	医療費控除	医療を受けた人の氏名	続柄	(A) 支払った医療費	(B) 保険金等の補てん額	差引 (A-B)	医療費控除額	⑳ 円
	社会保険料控除	国民健康保険	国民年金	介護保険料	その他社会保険料	小規模企業共済等掛金	社会保険料・小企共掛金控除額	㉑ 円
	生命保険料控除	旧 旧生命保険	④ 円	旧個人年金	⑤ 円	介護医療保険	㉒生命保険料 ㉓地震保険料控除額	円
		新 新生命保険	⑥ 円	新個人年金	⑦ 円	④	㉒ 円	円
	地震保険料控除	地震保険料	⑧	旧長期損害保険料	⑨		㉓ 円	円

控除計 (所得税)	本人条件	障害者控除 (級)	控除額 260,000円	特別障害者控除	控除額 300,000円	寡婦(夫)控除	控除額 260,000円	死別・生死不明 離婚・未帰還	控除額 (特別寡婦は+4万円)	本人条件控除合計	円
入所得控除	配偶者控除	氏名	続柄	生年月日	同別居	障害の程度	配偶者控除額	控除額	24	円	
生命保険料	扶養控除	氏名	続柄	生年月日	同別居	障害の程度	控除額	扶養親族障害者控除額合計	25	円	
地震保険料	扶養控除	氏名	続柄	生年月日	同別居	障害の程度	控除額	扶養親族障害者控除額合計	26	円	
控対配	扶養控除	氏名	続柄	生年月日	同別居	障害の程度	控除額	扶養親族障害者控除額合計	27	円	
一般	老人	老人同居	一般	特定	同別居	障害の程度	控除額	扶養親族障害者控除額合計	28	円	
障害者	未成年	本人	特	普	同別居	障害の程度	控除額	扶養親族障害者控除額合計	29	円	
特障	普	本人	特	普	同別居	障害の程度	控除額	扶養親族障害者控除額合計	30	円	
同居	普	本人	特	普	同別居	障害の程度	控除額	扶養親族障害者控除額合計	31	円	
寡婦	寡	勤	年		同別居	障害の程度	控除額	扶養親族障害者控除額合計	32	円	
一般	特別	夫	学	少	同別居	障害の程度	控除額	扶養親族障害者控除額合計	33	円	

障害者控除 (級)	控除額 260,000円	特別障害者控除	控除額 300,000円	寡婦(夫)控除	控除額 260,000円	死別・生死不明 離婚・未帰還	控除額 (特別寡婦は+4万円)	本人条件控除合計	円
氏名	続柄	生年月日	同別居	障害の程度	配偶者控除額	控除額	24	円	
妻・夫	④	明 昭 大 平	同・別	特・普 (級)	配偶者控除額	控除額	25	円	
氏名	続柄	生年月日	同別居	障害の程度	控除額	扶養親族障害者控除額合計	26	円	
明 昭 大 平	同・別	特・普 (級)	万円	扶養親族障害者控除額合計	27	円			
明 昭 大 平	同・別	特・普 (級)	万円	扶養親族障害者控除額合計	28	円			
明 昭 大 平	同・別	特・普 (級)	万円	扶養親族障害者控除額合計	29	円			
明 昭 大 平	同・別	特・普 (級)	万円	扶養親族障害者控除額合計	30	円			
明 昭 大 平	同・別	特・普 (級)	万円	扶養親族障害者控除額合計	31	円			
明 昭 大 平	同・別	特・普 (級)	万円	扶養親族障害者控除額合計	32	円			
明 昭 大 平	同・別	特・普 (級)	万円	扶養親族障害者控除額合計	33	円			
基礎控除	29	330,000円							
所得から差し引かれる金額の合計 (⑲～㉓までの計)								⑳	円

*別世帯の扶養親族の住所

4 給与・公的年金等に係る所得以外 (平成27年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法	<input type="checkbox"/> 給与から差し引き (特別徴収)
	<input type="checkbox"/> 自分で納付 (普通徴収)